

株式会社学映システム 改正次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

株式会社学映システムでは、仕事と子育ての両立を図るための環境づくりの推進と、地域の子どもたちの就労意欲向上を図るため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年6月1日 ～ 令和12年5月31日までの5年間

2. 内容

【目標1】育児・介護休業等に関する規定の周知

<対策>

- ①令和7年6月～ 育児・介護休業に関する規定を社内サーバに公開し、従業員がいつでも閲覧できるようにして周知する（継続）
- ②令和7年6月～ 休業予定者に対して育児休業基本給付金等や諸制度について、詳細な情報を提供する。（継続）

【目標2】所定時間外労働削除のための措置の実施

<対策>

- ①令和7年6月～ 事前申請と承認のもと残業を行うようにし、所属長が所定外労働時間の推移を把握する。
- ②令和7年6月～ 所定時間外労働の実態を把握し、必要に応じて人員の配置転換や増員を行って、所定時間外労働の削減につなげる。
- ③令和7年6月～ 定時退社日を設定し、所定時間外労働の削減につなげる。

【目標3】職場体験等の受入れ

<対策>

- ①令和7年6月～ 小中高校からの職場体験や訪問を積極的に受け入れる。
- ②令和7年6月～ 職場体験受入れが社員の負担増とならないよう、受入れのカリキュラムを策定して、受入れ態勢を確立する。

株式会社学映システム 女性活躍推進法に基づく行動計画

当社は、女性はその個性と能力を十分に発揮し、管理的立場を含めて活躍できる職場環境の整備を推進するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年6月1日 ～ 2030年5月31日までの5年間

2. 目標と実施時期・取組内容

【目標1】管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を20%以上とする。

<実施時期>

2025年6月1日～

<取組内容>

- ①将来的に管理職としての活躍が期待される女性社員を把握し、計画的な育成を行う。
- ②管理職を含む全社員に対し、多様な人材が活躍できる職場づくりに関する意識啓発を行う。
- ③管理職候補者を対象とした研修への女性社員の参加を促進する。

【目標2】年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

<実施時期>

2025年6月1日～

<取組内容>

- ①年次有給休暇の取得状況を定期的に把握し、管理職へ情報提供を行う。
- ②管理職が部下の年次有給休暇取得状況を把握し、取得しやすい職場環境づくりに努める。
- ③業務の属人化を防ぎ、休暇取得時にも業務が円滑に進む体制づくりを行う。